

見積内訳明細書作成上の注意点

潟上市総務課管財班

入札公告又は指名競争入札執行通知書で、入札書とともに見積内訳明細書の提出を求めている物件については、次の点に注意の上作成してください。

内容に不備がある場合等は入札が無効となるので注意してください。

1 記載する項目等

見積の内訳（数量及び金額）を明らかにしたもので、設計図書で示した積算体系及び項目を全て網羅して作成してください。様式は任意のもので結構です。

2 注意点

見積内訳明細書を提出しなかった場合及び提出された見積内訳明細書が次のいずれかに該当する場合は、その者の入札を無効としますので、十分注意の上作成してください。

- (1) 提出者の商号又は名称の記載がないもの
- (2) 入札物件名の記載がないもの
- (3) 必要事項に明らかな誤りがあるもの又は確認できないもの
- (4) 見積内訳明細書の工事（修繕・業務）価格と入札金額が異なるもの
- (5) その他適正な工事（修繕・業務）の履行が行われない恐れがあると認められる場合